

# 弟子屈町 公園施設長寿命化計画

2026年2月

弟子屈町 建設課

## 1. 都市公園整備状況

(2025年12月末時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 | 一人当たり都市公園面積          |
|------------|-------------|----------------------|
| 6          | 8.25ha      | 12.83 m <sup>2</sup> |

## 2. 計画期間(西暦) [2026年度～2035年度(10箇年)]

## 3. 計画対象公園

### 種別別箇所数

| 街区 | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 3  | 1  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0  | 0  | 1  | 0   | 5  |

### 選定理由

計画対象公園は、「都市公園法第2条に基づく都市公園(公園又は緑地)」の中から計画的な管理が必要な5公園と設定する。

## 4. 計画対象公園施設

### 対象公園施設数

| 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 34   | 12   | 59   | 38   | 2    | 1    | 14   |

| 管理施設 | 災害応急対策施設 | その他 | 合計  |
|------|----------|-----|-----|
| 84   | -        | 3   | 247 |

### これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設(建築物、遊戯施設、一般施設等)を対象に、建設課による維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検を行っている。

遊戯施設はこれらの管理に加え、社団法人日本公園施設業協会(JPFA)が策定した「遊具の安全に関する規準」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。

この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を行ってきた。

### 選定理由

本町の公園は設置から 30 年以上経過した公園が約 5 割を占め、10 年後には約 7 割に達する見込みである。これまでも既存の長寿命化計画に基づき公園施設の更新を行ってきており、C・D判定の施設割合が改善されるなど一定の改善がみられるが、前回計画時から 7 年が経過したことで劣化が進行した施設もあり、公園施設の老朽化は依然として顕在化している。本計画については、公園施設（建築物、遊戯施設、一般施設等）が存在し、計画的な管理が必要な前記 3 計画対象公園に示す 5 公園を対象とする。

計画対象公園については、公園施設の長寿命化対策により、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

なお、本町では、公園施設長寿命化計画を 2025 年度に策定し、内容は次のとおりである。

|         | 内容   |
|---------|--|
| 2025 年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予備調査の実施</li> <li>・ 公園施設（遊戯施設、一般施設、建築物、土木構造物）の健全度調査の実施</li> <li>・ 公園施設長寿命化計画の策定</li> </ul> |

### 5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

点検調査は、2025 年 8 月から 10 月末までの期間に実施した。

#### 1. 一般施設、土木構造物、建築物

国交省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

健全度調査は遊具を除く 208 施設のうち予防保全型管理の候補とした 19 施設について実施した。

なお、2024 年に点検を実施した橋梁 4 橋についても今計画の対象として、緊急度設定及び予防保全候補型として、計 23 施設を LCC 縮減可否の検討を含めた計画に含める。

#### 2. 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り、該当する 38 施設について点検を行った。

遊具に関しては毎年の点検と修繕等により状態の悪い施設は減少傾向にある。

(61 施設)

|              | 健全度調査 |    |   |   | 備考                                 |
|--------------|-------|----|---|---|------------------------------------|
|              | A     | B  | C | D |                                    |
| a. 一般施設 (8)  | 2     | 5  | 1 | 0 |                                    |
| c. 土木構造物 (7) | 0     | 2  | 1 | 4 | D判定 4 基は令和 5 年に点検した橋梁であり、応急修繕を行った。 |
| d. 建築物 (8)   | 0     | 5  | 3 | 0 |                                    |
| b. 遊具等 (38)  | 5     | 27 | 6 | 0 |                                    |

## 6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は5.で示した「健全度判定」から設定した「緊急度判定」と、そのほか以下の事項により設定した。

- ・水郷公園・・・利用者数も多く、重要な都市公園という位置づけのため、考慮すべき公園と設定した。

(61施設)

|             | 緊急度判定 |   |    |
|-------------|-------|---|----|
|             | 高     | 中 | 低  |
| a. 一般施設(8)  | 1     | 0 | 7  |
| c. 土木構造物(7) | 4     | 1 | 2  |
| d. 建築物(8)   | 2     | 1 | 5  |
| b. 遊具等(38)  | 1     | 5 | 32 |

## 7. 対策内容と実施時期

日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検は、建設課により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、日常点検定期点検の対象とし、補修、もしくは更新を判定する。

建設課によるもののほか、地域住民や各種団体等によるアダプトプログラムの活用を推進する。

a. 一般施設等、c. 土木構造物、d. 建築物等

- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の対象施設とし、補修、もしくは更新を判定する。

b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を判定する。

## 公園施設の長寿命化のための基本方針

### 1. 予防保全型に類型した施設

- ・計画的な延命修繕を図るとともに、健全度がBとなった時点で適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・事・予の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえて確定する。
- ・毎年の定期点検を行う遊具以外の公園施設（a. 一般施設、c. 土木構造物、d. 建築物）については、5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。
- ・計画期間中に使用見込み期間が終了する公園施設に係る対策を検討するに当たっては、園内における機能の重複等を踏まえ、次回見直し時に撤去・更新の他、複数の公園を対象とした再編・集約化も含めて検討する。

#### b. 遊具等

- ・日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。
- ・点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行う他、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- ・定期点検の結果を健全度調査として活用し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。
- ・計画期間中に使用見込み期間が終了・または既に超過している施設については、継続利用を基本としつつ、園内における機能の重複等を踏まえ、撤去・更新の他、複数の公園を対象とした再編・集約化も含めて検討する。

### 2. 事後保全型に類型した施設

- ・健全度調査を実施しないため、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検で公園施設機能の保全と安全性を維持する。
- ・日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合に、施設の撤去・更新を行う。
- ・使用見込み期間は、処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.5倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1倍を基本とする。
- ・舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。
- ・計画期間中に使用見込み期間が終了・または既に超過している施設については、継続利用を基本としつつ、園内における機能の重複等を踏まえ、撤去・更新の他、複数の公園を対象とした再編・集約化も含めて検討する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等  
別添「公園施設長寿命化計画調書」(様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式  
3「公園施設種類別現況」)による

9. 対策費用

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 概算費用合計(10年間)【 + 】    | 188,283 千円 |
| 予防保全型施設の概算費用合計(10年間) | 143,670 千円 |
| 事後保全型施設の概算費用合計(10年間) | 44,613 千円  |
| 単年度あたりの概算費用【 /10】    | 18,828 千円  |

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は  
17,070千円である。

11. 計画の見直し予定

計画の見直し予定年度(西暦):〔2036年度〕

見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合  
には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・再編集約化に向けた検討を実施する予定。